

大牟田市道路等境界確定事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市都市整備部土木管理課所管の道路、河川、水路その他の土地等（以下「道路等」という。）の境界確定及び道路等の区域の確定事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱で取扱う道路等は、次のとおりとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川
- (3) 大牟田市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年条例第17号）第2条に規定する法定外公共物
- (4) その他、本市都市整備部土木管理課が所管している土地

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係土地所有者等 道路等に隣接する土地の所有者、その他立会が必要と認められる者をいう。
- (2) 境界立会 道路等に隣接する土地との境界を確定するため、本市と関係土地所有者等が現地において協議し、境界の位置を確認することをいう。
- (3) 境界確定 境界立会の結果、合意に基づき境界を確定することをいう。
- (4) 不調 境界立会の結果、合意に至らず境界が確定できないことをいう。
- (5) 申請地 境界確定協議を申請しようとする土地をいう。
- (6) 隣接地 申請地に対して隣接する土地をいう。
- (7) 対側地 申請地に対して道路等を挟んだ反対側の土地をいう。

(境界確定協議の申請)

第4条 境界確定協議を行おうとする者（以下、「申請者」という。）は、境界確定申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(申請適格者)

第5条 申請者は、原則として道路等に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合（次号に該当する場合は除く。）は、代表者とする。ただし、定款等において代表者以外に処理権限を与えている場合は、当該定款等に定めるものとする。また、特殊法人にあっては、法律、定款、寄付行為に定めるものとする。
- (2) 共有地の場合は、原則として共有者全員とする。
- (3) 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人（遺産分割協議等で相続人が特定されている場合はその相続人）全員とする。この場合において、申請書に相続人であることを証する書面を添付するものとする。
- (4) 未成年の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）とする。この場合、申請書に法定代

理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を併記するものとする。

- (5) 土地所有者が破産し、又は解散した場合は、破産管財人又は精算人とする。
- (6) 土地所有者が不在者の場合は、法定代理人（財産管理人）とする。この場合、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を併記するものとする。
- (7) その他市長が申請資格を有すると認めた者

2 第1項第2号及び第3号の場合において、共有者又は相続人（相続人が複数である場合に限る。）のうちの1人が、他の共有者又は相続人の全員から委任を受けているときは、当該委任を受けた共有者又は相続人を適格な申請者とすることができる。この場合において、申請者が委任を受けたことを証する書面を申請書と併せて提出させるものとする。

（境界確定事務の代行）

第6条 申請者は、事務の一部又は全部を代行させる場合は、申請書に委任状を添付のうえ委任状記載の事務を行わせることができるものとする。

（申請の手続き）

第7条 申請者は、申請書に記名のうえ次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 位置図（2部）
- (2) 法務局備付の地図（公図等）の写し（申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。写しの場合は原本証明を必要とする。）（2部）
- (3) 申請地の登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。写しの場合は原本証明を必要とする。）
- (4) 隣接地及び対側地（幅員が4m未満で立会が必要な場合）の登記事項証明書又は登記事項要約書（申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。写しの場合は原本証明を必要とする。）
- (5) 委任状（第5条第2項及び第6条の規定による委任をする場合に限る。）
- (6) 次の者に係る印鑑登録証明書（申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。写しの場合は原本証明を必要とする。）

ア 第5条第2項の規定による委任をする者

イ 第6条の規定による委任をする者で、境界立会及び同意を委任する者

- (7) その他市長が必要と認める書類で、概ね次に掲げる書類

ア 現況実測平面図及び横断面図で、図面には測量者の資格氏名を記入押印したもの（原則として、土地家屋調査士等の作成のもの）

イ 登記事項証明書に記載されている申請者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料（住民票、戸籍の附票、商業登記の登記事項証明書等で申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

ウ 地積測量図

エ その他境界確認に参考となる資料

2 前項第5号の委任状は、受任者において委任された権限の範囲を明確に記入するものとし、前項第6号に規定する者にあつては、実印を押印するものとする。

(申請書の受理等)

第8条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を点検審査し、適当と認められたものはこれを受理するものとする。ただし、次の場合は申請書を受理しないこととする。

ア 境界又は所有権について係争中の土地

イ 申請地が土地改良、土地区画整理事業により換地される場合

(事前調査)

第9条 市長は、申請地及び付近地について、既境界確定協議の有無について調査する。

2 市長は、必要があるときは事前に参考となる資料の収集、調査、現地の確認及び測量を行ったうえで、あらかじめ境界予定線を定め境界確定協議を行うものとする。

(立会準備)

第10条 市長は申請書を受理したときは、申請者に対し速やかに境界確定協議の日程調整を行わせるものとする。

(境界確定協議)

第11条 市長及び申請者は、立会に際して、速やかに関係土地所有者等の出欠を確認し、立会の趣旨を関係土地所有者等に明らかにし、境界確定作業を行うものとする。

2 市長は、境界を確認する際、関係土地所有者等が了知している既設境界標の位置等の情報の提供を求めるものとする。

3 市長は、境界確定協議の結果、関係土地所有者等の同意があった場合は、申請者にその基本点、曲がり点に境界標を設置させるとともに、土地境界確定書(様式第2号)に関係土地所有者等の署名押印を得るものとする。

4 市長は、次の各号の条件を満たしている場合は、境界確定協議を省略することができるものとする。

(1) 国土調査完了区域で座標に基づき境界の復元を行い、関係土地所有者等の同意の署名、押印がある場合

(2) 土地改良、土地区画整理事業により換地された土地で座標に基づき境界の復元を行い、関係土地所有者等の同意の署名、押印がある場合

(隣接地及び対側地の土地所有者等の同意)

第12条 隣接地及び対側地の土地所有者等の同意は、次の者から得るものとする。

(1) 個人の場合は、土地所有者。ただし、やむを得ない理由がある場合は、事実上の管理者の同意をもって充てることができる。

(2) 共有地の場合は、共有者全員。ただし、やむを得ない理由がある場合は、事実上の管理者の同意をもって充てることができる。

(3) 法人の場合は、代表者

(4) 国、地方公共団体の場合は、管理者

(5) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員。ただし、やむを得ない理由がある場合は、事実上の管理者の同意をもって充てることができる。

(6) その他、市長が必要と認める者

2 次のような場合は、隣接地及び対側地の土地所有者等の同意を必要としないものとする。

(1) 申請地の隣接地及び対側地が、既に境界確定されている場合。ただし、市長が必要と認めるときは、同意を得るものとする。

(2) 土地改良、土地区画整理等の確定図に、境界線が明確に示されている場合。ただし、市長が必要と認めるときは、同意を得るものとする。

(境界確定処理)

第13条 市長は、境界確定協議が成立したときは、申請者に、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 道路等境界確定測量図（道路等境界朱書。以下、「確定図」という。）（2部）

(2) 道路等境界すべての確定点（引照点含む。）の写真

(3) 立会者の立会写真

(4) 法務局備付の地図（公図等）の写し及び登記事項証明書（申請日から起算して6ヶ月以上経過している場合。写しの場合は原本証明を必要とする。）

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、道路等の境界が確定した後、土地境界確定書に確定図を添付の上、境界確定に合意する旨の押印及び確定図との割印を行い、申請者に交付するものとする。

3 市長は、次の場合には境界確定不調通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに申請書を返却するものとする。

(1) 申請者と境界の確定について協議が調わない場合

(2) 関係土地所有者等が隣接地等と道路等の境界を承諾しない場合

(3) 申請地が所有権確認等の訴訟又は係争中と判明した場合。ただし、訴訟内容により境界の確定を行っても支障のない場合は、この限りでない。

(4) その他境界の確定ができない場合

(境界確認の取下げ)

第14条 市長は、申請者から申請を取下げする旨の意思表示があったときは、取下げ書（様式第4号）を提出させるものとし、当該取下げ書の受理を完了したときに、申請書を返却するものとする。

2 市長は、申請地において、境界確定業務の完了前に土地所有者の変更（以下、この項において「変更」という。）があった場合は、申請者（申請者が死亡した場合は土地に関して権利を有する相続人。又は申請者が死亡した場合にあらかじめ申請者から取下げの委任が代理人になされている場合は当該代理人）に取下げ書を速やかに提出させるものとし、当該取下げ書の受理を完了したときに、申請書を返却するものとする。ただし、申請者が次のいずれかに該当する場合は、その限りでない。

(1) 変更後であってもなお、申請者が申請地の処分に関する権限を有する者である場合

(2) 変更後の土地所有者から、申請者に対して境界確認に関する委任状が提出された場合

(3) 申請者が死亡した場合は、その相続人全員から申請者の代理人に対して境界確認に関する委任状が提出された場合

- 3 第7条の規定により申請書を受理した日から起算して1年以上経過して、申請者から第13条第1項に規定する書類（以下、「確定書類」という。）が提出されない場合には、市長は申請者に対し、経過報告書（様式第5号）の提出を求めることができる。この場合において、当該請求の日から起算して1月が経過してもなお、確定書類又は経過報告書が提出されない場合には、再度、経過報告書を提出するよう催告することができる。
- 4 前項の催告の日から起算して1月を経過してもなお、確定書類又は経過報告書が提出されない場合には、境界確定の申請につき、取下げの意思表示があったものとみなし、第13条第3項の規定を適用するものとする。
- 5 第3項後段の催告は、催告書（様式第6号）により行うものとする。
- 6 第3項の規定により経過報告書が提出された場合において、当該報告書により境界確定業務を実施中であり、業務の終了までに時間を要することについてやむを得ない事由が存することが確認された場合は、新たに確定書類を提出すべき期限を設けて業務を行わせるものとする。
- 7 前項の規定により新たに期限が設けられ、当該期限までに確定書類が提出されない場合における催告等の取り扱いについては、第1項から前項までの規定を準用して行うものとする。

（区域の確認）

第15条 区域確認とは、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路の区域を確認することをいうものとする。

- 2 前項の区域確認に関する取り扱いについては、第3条から第14条までの規定を準用して行うものとする。この場合において、「境界確定」を「区域確定」と読み替えて適用するものとする。

（境界確定証明書の交付申請）

第16条 すでに境界が確定している道路等と申請地との境界について、境界証明書の交付申請をする者（以下、「境界証明申請者」という。）は、境界確定証明願（様式第7号。以下、「証明願」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 第7条第1項第1号から第3号までに規定する書類
- (2) 委任状（委任した場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 境界証明書の交付申請をすることができる者は、現に申請地を所有している者及び第5条に規定する者に限る。

（境界確定証明書の交付）

第17条 市長は、境界確定証明願を審査のうえ、相当と認めるときは、境界確定証明書（様式第8号）に道路等境界確定図書の写しを添えて交付するものとする。

- 2 道路等境界確定図書の写しとは、境界確定当時の位置図、法務局備付の地図（公図等）及び確定図を申請箇所限定して調整した図面の写しとする。

（疑義）

第18条 この要綱に定めた以外の事項については、その都度市長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。